

鈴鹿市千代崎駐車場

指定管理者募集要項(案)

令和4年5月

鈴鹿市産業振興部地域資源活用課

目 次

| | | |
|----|--------------------------|----|
| 1 | 指定管理者募集の目的 | 2 |
| 2 | 施設の管理運営方針 | 2 |
| 3 | 募集する施設の概要 | 2 |
| 4 | 指定期間 | 3 |
| 5 | 使用料 | 3 |
| 6 | 指定管理に係る指定管理料 | 3 |
| 7 | 指定管理者が行う業務の範囲等 | 3 |
| 8 | 鈴鹿市と指定管理者との責任分担 | 4 |
| 9 | 管理の基準 | 4 |
| 10 | 申請者の資格 | 5 |
| 11 | 申請方法 | 5 |
| 12 | 複数の団体による応募 | 7 |
| 13 | 選定方法等 | 8 |
| 14 | 協定の締結及び指定管理者の指定 | 9 |
| 15 | 事業の実施，継続が困難になった場合における処置 | 9 |
| 16 | モニタリングの実施 | 10 |
| 17 | その他留意事項 | 10 |
| | (別紙1) 鈴鹿市と指定管理者の責任分担表 | 13 |
| | (別紙2) 鈴鹿市千代崎駐車場指定管理者評価基準 | 14 |

1 指定管理者募集の目的

鈴鹿市千代崎駐車場は、駐車の便宜を図るとともに、当該施設を有効に活用した事業の実施により、海浜エリアへの集客と交流人口の増加を目的とした施設です。

なお、運営に当たっては、海水浴シーズン（7～8月）に限定して、駐車場を開設してきた経緯があり、年間を通じた利用による目的達成も求められています。

そのため、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより市民サービスの向上を図るとともに経費の縮減等を図り、鈴鹿市千代崎駐車場の設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、「地方自治法」（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定及び「鈴鹿市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」（平成17年鈴鹿市条例第19号）に基づき、以下のとおり指定管理者の候補者を募集します。

2 施設の管理運営方針

指定管理者の創意工夫に基づいた管理運営により、より質の高いサービスを利用者に提供するとともに、管理経費等の縮減を求めます。

（1）基本方針

鈴鹿市千代崎駐車場は、これまでは海水浴場の開設期間における駐車場の便宜を図るため、海水浴場に隣接する観光駐車場として運用を行ってきました。

現在、海水浴場を利用する観光客は減少傾向にある一方、昨今のアウトドア人気から釣り客が多く訪れるなど、本市の海浜エリアにおける新たな「観光資源」になり得る可能性も有しています。

これらを背景に、これまでの海水浴場客に加え、現在増加傾向にある釣り客をはじめとする海浜エリア訪問者が利用できる安全安心な管理運営を求めます。

（2）維持管理・運営方針

- ① 施設や設備については、利用者が安全に利用できることを第1とし、すべての施設を清潔に保ち、かつ機能を正常に維持し、仕様書等に基づき適正な管理と保守点検を行うこと。また、老朽化が進むフェンス等の維持管理についても、経年劣化へ配慮した対応をとること。
- ② 公の施設であることを常に念頭において、市民の平等な利用を確保する管理運営を行うこと。
- ③ 事業計画書等に基づき、施設の効用を最大限に発揮させるよう創意工夫を行うとともに、管理経費等の縮減に努めること。
- ④ 利用者に対しては、親切かつ丁寧な接遇等のサービスを行うこと。
- ⑤ 利用者の意見を聴き、反映できるものは取り入れ、利用者の満足度を高めること。
- ⑥ 市と密接に連携を図りながら、管理運営を行うこと。
- ⑦ 市の環境方針等に基づく環境に対する取組に努めること。

3 募集する施設の概要

| | |
|--------|-------------------|
| 施設の名称 | 鈴鹿市千代崎駐車場 |
| 施設の所在地 | 鈴鹿市南若松町 429 番地の 9 |

| | |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 施設の概要 | (1) 設置時期 平成 17 年 3 月 (2) 建物構造 アスファルト舗装 (3) 敷地面積 5,817 m ² (4) 施設内容 観光自動車駐車場 (5) 駐車場 普通自動車約 200 台 |
| 事業の概要 | 観光自動車駐車場の管理運営事業 海浜エリアの振興を目的とした事業 【位置図や利用状況等】別添の参考資料 1～3 参照 |

4 指定期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの原則 5 年間とします。

※ サウンディング型市場調査における提案内容によって長期に設定することも検討します。

5 使用料

本施設の使用料は、鈴鹿市の収入とし利用料金制を採用していません。

(参考) 現在、条例に定める使用料 大型自動車 1,600 円/日
普通自動車(軽自動車を含む) 500 円/日
自動二輪車及び原動機付自転車 100 円/日

※ サウンディング型市場調査における提案内容によって、今後、条例の改正も検討します。

6 指定管理に係る指定管理料

鈴鹿市が支払う指定管理料の額は、現在、各年度「500 千円+出来高(使用料収入の 14%を加算)」としています。なお、加算額は、5 年間で 1,250 千円を上限としています。

指定管理料は、予算の範囲内で会計年度(4 月 1 日から翌年 3 月 31 日)ごとに支払います。

指定管理料の支払い時期や方法等は協定書で定めます。

7 指定管理者が行う業務の範囲等

主な業務内容は以下のとおりです。

(1) 本業務

- ① 施設の使用の許可、その取り消し、拒否、その他の施設の利用に関すること。
- ② 施設の使用料の徴収等に関すること。
- ③ 施設、附属設備及び備品の維持管理・修繕に関すること。
- ④ その他、施設の管理運営に関し、市長が指定すること。

(2) 提案業務

本施設の効用を高めることを目的として、自らの責任において上記①から④の業務以外の事業(自主事業)を実施することができます。

なお、自主事業の経費負担や収入の取扱いに関する提案も受け付けます。

(3) その他の留意事項

行政財産の目的外使用許可、不服申し立てに対する決定等、地方自治法に規定する市長の

みの権限に属する事務は、指定管理者が行う業務から除かれます。

また、当該施設の管理運営業務の全部を第三者に委託し又は請け負わせることはできません。（平成 15 年 7 月 17 日付け総行第 87 号総務省自治行政局長通知）

なお、業務の一部については、事前に市の承諾を受けた場合に限り、第三者に委託することができます。ただし、その委託先については、鈴鹿市内業者を原則とし、やむを得ず市外業者に業務の一部を委託する場合は、鈴鹿市と事前に協議すること。また、業務の一部を第三者に委託した場合、契約書等（仕様書を含む）の写しを必ず提出すること。

8 鈴鹿市と指定管理者との責任分担

- (1) 鈴鹿市と指定管理者との責任分担は、原則として、13 ページ別紙 1 「鈴鹿市と指定管理者の責任分担表」のとおりとし、詳細については協定で定めるものとします。ただし、「鈴鹿市と指定管理者の責任分担表」に定める事項で疑義が生じた場合又は定めのないリスクが生じた場合は、鈴鹿市と指定管理者が協議のうえ、責任分担を決定します。
- (2) 施設整備の部分改修、修繕のため一時的に休館する場合（施設維持管理上、やむを得ず休場する場合）は、事前協議を行うこととします。

9 管理の基準

(1) 開設期間

海水浴場開設期間（通常：7～8月）の開設は、必須とします。

海浜エリアへの集客と交流人口の増加に資する提案内容に合わせて、その他の期間についても柔軟に開設できるものとします。

また、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、鈴鹿市の承認を受けて、休館日を変更し、又は、臨時に休館することができます。

(2) 使用時間

海水浴場客のみを対象とする場合には、午前 8 時から午後 6 時までとしますが、海浜エリアへの集客と交流人口の増加に資する提案内容に合わせて、その他の時間帯についても柔軟に使用できるものとします。

また、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、鈴鹿市の承認を受けて、使用時間を変更することができます。

※ サウンディング型市場調査における提案内容によって、今後、条例の改正も検討します。

(3) 個人情報

「鈴鹿市個人情報保護条例」（平成 15 年鈴鹿市条例第 36 号）が適用になります。業務に関連して取得した利用者個人に関する情報を適切に取り扱ってください。

(4) 情報公開

「鈴鹿市情報公開条例」（平成 13 年鈴鹿市条例第 29 号）が適用になります。指定管理者が管理する施設の指定管理業務に係る情報の公開に関し必要な措置を講じるよう努めてください。

(5) 関係法令の遵守

業務を遂行する上で、以下の法令等を遵守してください。

① 「地方自治法」

- ② 「鈴鹿市観光自動車駐車場条例」及び「鈴鹿市観光自動車駐車場条例施行規則」
- ③ 「鈴鹿市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」（平成 17 年鈴鹿市条例第 19 号）及び「鈴鹿市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則」（平成 17 年鈴鹿市規則第 39 号）
- ④ 「鈴鹿市個人情報保護条例」及び「鈴鹿市個人情報保護条例施行規則」（平成 16 年鈴鹿市規則第 58 号）
- ⑤ 「鈴鹿市情報公開条例」及び「鈴鹿市情報公開条例施行規則」（平成 14 年鈴鹿市規則第 18 号）
- ⑥ 「鈴鹿市行政手続条例」（平成 9 年鈴鹿市条例第 42 号）及び「鈴鹿市行政手続条例施行規則」（平成 10 年鈴鹿市規則第 7 号）
- ⑦ 「鈴鹿市暴力団排除条例」（平成 23 年鈴鹿市条例第 2 号）
- ⑧ その他管理運営に適用される法令

10 申請者の資格

- (1) 法人又は団体（営利・非営利を問いません）であること。（法人格は必ずしも必要ありませんが、個人での応募はできません）
- (2) 「地方自治法施行令」（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により、一般競争入札の参加を制限されていない者。
- (3) 「地方自治法」第 244 条の 2 第 11 項の規定により、指定の取消しを受けたことがないこと。
- (4) 税を滞納していないこと。
- (5) 「会社更生法」（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立中若しくは更生手続中又は「民事再生法」（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立中若しくは再生手続中でないこと。
- (6) 法人等の役員又は経営に事実上参加している者に、「鈴鹿市暴力団排除条例」第 2 条第 1 号に掲げる暴力団及びその関係者又は暴力団関係者と密接な関係を有する者がいないこと。
- (7) 自らが主体となって指定管理業務を行う予定であること。主体となって指定管理業務を行う予定のない持株会社、組合等が申請しようとする場合には、主体となって指定管理業務を行う予定の子会社や組合契約の当事者等を代表団体としてグループを構成すること。

11 申請方法

(1) 募集要項の配布

① 配布期間

令和 4 年 5 月 30 日（月）～令和 4 年 6 月 28 日（火）

（土曜日、日曜日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとします。）

② 配布場所

鈴鹿市産業振興部地域資源活用課（鈴鹿市役所 7 階 73 番窓口）

〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸一丁目 18 番 18 号

TEL 059-382-9020 FAX 059-382-0304

メールアドレス chiikishigenkatsuyo@city.suzuka.lg.jp

※なお、鈴鹿市ホームページからも募集要項と提出書類をダウンロードすることができます。

(仮) <http://www.city.suzuka.lg.jp/gyosei/plan/kanrisya/index.html>

(2) 応募説明会及び現地見学会

現地説明会を次のとおり開催します。参加人数は、1団体につき2人以内とします、ただし、複数の団体で共同事業体を組む場合は、各構成団体につき2名以内とします。団体の名称、説明会参加者の氏名及び連絡先を電話、FAX又は電子メールにより、開催日時の前日までに連絡してください。

① 開催日時

令和4年6月中旬頃を予定

② 開催場所

鈴鹿市役所 本館 会議室を予定

③ 連絡先

募集要項の配布場所と同じです。

④ 図面の閲覧

本説明会では、会場において本施設に関する詳細図面を閲覧することができます。なお、詳細図面については、本説明会終了後、提出書類等の提出締切日までの間、問い合わせ先において閲覧することができます。閲覧は開庁時等にできることとします。

(3) 募集要項等に関する質問の受付

①受付期間

令和4年6月9日(木)～令和4年6月22日(水)

②受付方法

応募関係質問票(様式9)を送付する旨を電話連絡のうえ、FAX又は電子メールで送付してください。口頭による質問は受け付けません。

③提出先

募集要項の配布場所と同じです。

④回答方法

質問に対する回答は鈴鹿市ホームページにて下記の日程で公表します。

第1回 令和4年6月20日(6月15日までの受付分)

第2回 令和4年6月27日(6月22日までの受付分)

(4) 指定申請書類の提出

①受付期間

令和4年6月28日(火)～令和4年7月8日(金)

(土曜日、日曜日を除く午前8時30分から午後5時15分までとします。)

②提出方法

指定申請書類一式を持参又は郵送にて提出してください。郵送の場合は書留郵便とし、令和4年7月8日(金)必着とします。なお、文書便等による提出は受け付けません。

③提出部数

正本1部、副本9部(副本は複写可)

※提出書類にはページ番号を付け、正本・副本ともにファイル等に綴じてください。

④提出先

募集要項の配布場所と同じです。

(5) 提出書類

- ①指定申請書（様式1）
 - ②団体の概要書（様式2）
 - ③グループ応募構成書（様式3）《グループ応募のみ》
 - ④申立書（様式4）
 - ⑤事業計画書（様式5）《指定する期間の各年度》
 - ⑥自主事業計画書（様式6）
 - ⑦事業計画書等の要旨【公開用】（様式7）
 - ⑧収支予算書【総括表】（様式10-1）
 - ⑨収支予算書【年度別明細】（様式10-2）《指定する期間の各年度》
 - ⑩定款又は寄附行為の写し（法人以外の団体にあつては、会則等）
 - ⑪登記事項証明書（法人の場合）
 - ⑫法人以外の団体の場合、役員の名簿
 - ⑬申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書（予想貸借対照表及び予想損益計算書等）及び事業計画書
 - ⑭直近の事業年度（令和元年度～3年度）の収支計算書（貸借対照表及び損益計算書等）及び事業報告書
 - ⑮代表者の身分証明書（法人は除く）
 - ⑯納税証明書（未納がないことの証明（国税（法人税、消費税及び地方消費税）、県税（法人県民税、法人事業税）、市税（法人市民税、固定資産税、軽自動車税））
- ※ 納税義務がない場合は、申立書（様式4）の□欄にチェックを入れ、必要に応じてその理由を記入して下さい。
- ※ 県税及び市税の納税証明書については、申請者の事務所又は事業所の所在する都道府県及び市区町村が発行するもの。
- ※ 法人以外の団体の場合は、代表者の未納がないことの証明。

なお、選定委員会が選定審査の過程において提出書類以外に必要な書類を求めた場合は、速やかに提出してください。

12 複数の団体による応募

複数の団体（以下「グループ」という。）が共同して応募することができます。この場合においては、次の事項に注意してください。

- (1) グループの名称を設定し、グループを代表する団体を定めること。なお、代表団体及び構成団体の変更は、原則として認めません。
- (2) グループの構成団体は、別のグループの構成団体、又は単独での申請はできません。
- (3) 「11申請方法（5）提出書類」②、⑨～⑯については、構成団体ごとに提出してください。
- (4) グループ応募構成書（様式3）を提出してください。

13 選定方法等

(1) 選定方法

民間有識者で構成する鈴鹿市公の施設の指定管理者選定委員会が、提出書類と応募者ヒアリングを基に(3)評価基準に照らして総合的に審査を行います。

(2) 応募者ヒアリング

令和4年8～9月頃に応募者ヒアリングを実施します。日時、場所等詳細については、申請書類の提出期限後に別途通知します。

(3) 評価基準

- ① 施設の設置目的に合致した理念・運営方針を持っていること。
- ② 事業計画書の内容が施設の効用を最大限発揮させるものであるとともに、事業計画書に基づく施設の管理運営によりサービスの向上が図られるものであること。
- ③ 施設の管理経費の内容が適正な金額で設定されているとともに、事業計画書に基づく施設の管理運営により、施設の管理に係る経費の縮減を図られるものであること。
- ④ 事業計画書に基づく施設の管理運営を安定して行う能力を有していること。
- ⑤ 施設の設置目的を達成するために必要な能力を有していること。

14 ページ別紙2「鈴鹿市千代崎駐車場指定管理者評価基準」を参照してください。

(4) 選定審査及び候補者の選定

提出書類により応募資格、提案内容及び提案価格等について、選定委員会で書類審査を行います。また、選定委員会において応募者ヒアリングを実施し、提出書類と応募者ヒアリングの結果を基に、選定委員会に置いて総合的に審査を行います。

提案内容の審査については、各応募者の指定申請書等書類及びヒアリングの内容を基に、鈴鹿市千代崎駐車場指定管理者評価基準の項目ごとに各選定委員が5段階評価を行い、項目ごとの配点に5段階評価に対する率を乗じて得られた点数を全項目加算し、得られた各委員の点数を合算したものを、100点満点換算して各応募者の得点とします(小数点第2位未満四捨五入)

得点が、最も高い応募者を第1順位として候補者を選定します。ただし、指定管理者候補者として選定されるためには選定委員会各委員の採点の合計が、総配点の100分の50以上を満たさない場合は、選定対象から除外されます。これにより、最高得点の申請者であっても、最低基準点に満たない場合、候補者として選定されない場合があります。

(5) 選定審査対象からの除外

応募者が次の要件に該当した場合は、その者を選定審査の対象から除外します。

- ① 応募者及び応募者の代理人並びにそれ以外の関係者が審査に対し不当な要求を行った場合
- ② 指定管理者の選定について選定委員会委員に個別に接触した場合
- ③ 提出書類に虚偽又は不正があった場合
- ④ 提出期間を経過してから提出書類が提出された場合
- ⑤ 複数の申請を行い又は複数の事業計画書を提出した場合
- ⑥ 提出書類提出後に事業計画の内容を更した場合
- ⑦ 募集要項に違反又は著しく逸脱した場合

- ⑧ 募集要項に定めた応募資格・要件が備わっていない場合
- ⑨ その他不正行為があった場合

(6) 候補者の決定及び通知

選定の結果は選定委員会から市長に報告され、その結果を踏まえて鈴鹿市が最適と認める団体を指定管理者の候補者として決定し、選定の可否に関わらず通知します。通知は文書によるものとし、通知時期は令和4年10月頃を予定しています。

なお、選定委員会の議事録及び答申書は市ホームページにて公表します。

(7) 再度の選定

指定管理者の候補者の選定後、実際に管理が開始されるまでの間に、当該候補者を指定管理者とすることができない事情が生じたときは候補者の決定を取消し、審査において次点となったものから順に候補者を決定できることとします。

また、管理開始後においても、指定管理者が辞退した場合や協議が整わない場合など、指定管理者とすることができない事情が生じた場合においても次点候補者と交渉できることとし、その交渉権は令和5年度中に限るものとします。

14 協定の締結及び指定管理者の指定

(1) 協定の締結

鈴鹿市と指定管理者の候補者は、選定結果の通知から指定管理者の指定までの間に、業務の範囲と実施条件、指定管理料の支払い等の具体的な取扱いについては、別途定める仮協定を締結します。なお、細目及びその他必要な事項については市と指定管理者の候補者で協議を行い、協定書の内容に反映するものとします。

仮協定締結までの期間に13(5)に掲げる選定審査対象からの除外となる事項に該当することとなった場合には、仮協定を締結しません。

(2) 指定管理者の指定

指定管理者の指定には市議会の議決が必要です。指定管理者の候補者については、令和4年12月定例会に上程し、議会の議決を経て当該候補者は指定管理者に指定されます。

なお、指定管理者の指定の議案が可決されると、(1)で締結した仮協定が本協定となります。

15 事業の実施、継続が困難になった場合における処置

(1) 鈴鹿市への報告

指定管理者は、業務の継続が困難となった場合又は、その恐れが生じた場合には、速やかに鈴鹿市に報告しなければなりません。

(2) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

鈴鹿市は、「地方自治法」第244条の2第10項の規定により、指定管理者に対して管理業務又は経理の状況に関して報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることがあります。その指示に従わない場合、その他管理を継続することが適当でないとする場合には、鈴鹿市は指定管理者の指定の取消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずる場合があります。この場合において、指定管理者に損害が生じても鈴鹿市は賠償の責めを負いません。

なお、指定管理者の責めに帰すべき事由とは、

- ・指定管理者の業務実施に際し、不正行為があった場合
- ・指定管理者が虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだ場合
- ・協定の内容を履行せず、又はこれらに違反した場合
- ・その他指定管理者の責めに帰すべき事由により指定管理者から協定の締結解除の申出があった場合

等を示しています。

(3) 不可抗力による場合

不可抗力が発生した場合は、指定管理者は、不可抗力の影響を早期に除去するよう適切に措置しなければなりません。不可抗力その他鈴鹿市及び指定管理者の責めに帰すことができない事由により業務の継続が困難になった場合には、業務の可否について協議するものとします。

協議の結果、やむを得ないと判断された場合は、鈴鹿市は、指定の取消しを行うものとします。

(4) 鈴鹿市に対する損害賠償

上記(2)により指定管理者の指定を取り消され、鈴鹿市に指定管理者の債務不履行による損害が生じた場合には、指定管理者は鈴鹿市に対し賠償の責めを負うこととなります。

16 モニタリングの実施

鈴鹿市は、指定管理者が定められた業務を確実に遂行し、サービスの水準を達成しているか検証するために、「指定管理者制度導入施設におけるモニタリングマニュアル」を定めています。指定管理者は、同マニュアルに沿って、鈴鹿市と協力してモニタリングを実施する義務を負います。

※指定管理者制度導入施設におけるモニタリングマニュアルは、次の URL から確認できます。

<http://www.city.suzuka.lg.jp/kouhou/gyosei/plan/kanrisya/pdf/manual.pdf>

17 その他留意事項

(1) 申請内容の変更禁止

市からの提出書類の補正を指示するなどの場合を除き、一旦提出された書類の内容を変更することはできません。

(2) 使用言語及び通貨単位

提出書類に使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とします。

(3) 費用負担

申請に関して必要となる費用は、申請者の負担とします。

(4) 協定書解釈に質疑が生じた場合

協定書の解釈に質疑が生じた事項又は協定書に定めのない事項については、市と指定管理者は誠意を持って協議するものとします。

(5) 議会で否決された場合

指定管理者の指定について議会の議決が得られなかった場合又は否決された場合においても、指定管理者の候補者となっている団体が指定管理に係る業務の準備等のために支出した費用等については、原則として当該団体の負担とします。

(6) 応募の辞退

事業計画書等の提出後に、辞退をする場合には、応募辞退届（様式8）を提出してください。

(7) 業務の引継ぎ

鈴鹿市からの引継ぎは、協定締結後、随時行います。

指定管理者は、協定発効までの間、指定管理に係る必要書類の作成、各種印刷物の作成、業務の引継ぎ、研修等を行うものとし、引継ぎに要する経費は、指定管理者の負担とします。

また、指定の終了に際しては、市又は次期指定管理者に対し、円滑かつ支障なく、本施設の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとし、

(8) 提出書類の著作権

提出書類の著作権は、申請者に帰属します。ただし、鈴鹿市は指定管理者の決定の公表等必要な場合は、提出書類の全部又は一部を無償で使用し、又は提出書類の内容を複製、改変等して使用できるものとし、また、提出された書類は、鈴鹿市情報公開条例第2条に規定する公文書に該当することとなり、情報公開の請求がされた場合は、同条例の規定に基づき、情報公開の手続を行います。

なお、11 申請方法（5）提出書類 ⑦事業計画書等の要旨【公開用】（様式7）は、公開を前提とした書類であるため、その公開に当たっては、事前の確認等はありません。また、応募者が市に提出した書類は、いかなる理由においても返却しません。

(9) 市内雇用、現在の施設職員の継続雇用への配慮及び障がい者雇用の確保

指定管理者は、新たに発生する雇用については、率先して市民の雇用を図るとともに、現在の施設職員の継続雇用について配慮してください。また、障がい者雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）における事業者の義務を遵守することはもとより、業務の実施に際して、率先して障害者雇用を促進する必要があります。

【参考】 指定管理者指定スケジュール

| | 内 容 | 日 程 |
|----|-------------------|-------------------------------------|
| 1 | 募集要項の公表 | 令和4年5月30日（月） |
| 2 | 応募説明会及び現地説明会の参加受付 | 開催日の前日まで |
| 3 | 応募説明会及び現地説明会 | 令和4年6月7日（火）～6月15日（水） |
| 4 | 図面の閲覧期間 | 説明会后～申請書類受付期間終了日まで |
| 5 | 募集要項等に関する質問の受付 | 令和4年6月9日（木）～6月22日（水） |
| 6 | 質問に対する回答 | 【第1回】 令和4年6月20日（月） （6月15日までの受付分） |
| | | 【第2回】 令和4年6月27日（月） （6月16日以降受付分） |
| 7 | 指定申請書類受付期間 | 令和4年6月28日（火）～7月8日（金） |
| 8 | 応募者ヒアリング | 令和4年8月～9月頃 |
| 9 | 候補者の選定 | 令和4年10月頃 |
| 10 | 候補者との仮協定等の協議・締結 | 令和4年11月頃 |
| 11 | 指定管理者の指定議案提出 | 令和4年12月 |
| 12 | 指定管理者の準備期間 | 令和5年1月～3月 |
| 13 | 運用開始 | 令和5年4月 |

●問い合わせ先

鈴鹿市産業振興部地域資源活用課（担当 小林）
 〒513-8701
 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号
 鈴鹿市役所7階 73番窓口
 TEL 059-382-9020
 FAX 059-382-0304

鈴鹿市と指定管理者の責任分担表

(別紙1)

| 項目 | 内容 | 負担者 | |
|--------------|--------------------------------------------------------------------|-----|-------|
| | | 鈴鹿市 | 指定管理者 |
| 法令等の変更 | 施設の管理運営に影響を及ぼすもの | ○ | |
| | 指定管理者自身に影響を及ぼすもの | | ○ |
| 税制の変更 | 施設の管理運営に影響を及ぼす税制変更の内、申請時点で想定できないもの | ○ | |
| | 上記以外の一般的な税制変更 | | ○ |
| 物価変動 | 人件費・物品費等の物価変動に伴う経費の増 | | ○ |
| 金利変動 | 金利の変動に伴う経費の増 | | ○ |
| 需要変動 | 当初の需要見込と実施結果との差異によるもの | | ○ |
| 書類の誤り | 仕様書等鈴鹿市が責任を持つ書類の誤りによるもの | ○ | |
| | 指定管理者が作成した書類等の内容の誤りによるもの | | ○ |
| 第三者賠償 | 指定管理者の責めに帰すべき事由により第三者（利用者含む）に損害を与えた場合 | | ○ |
| | 上記以外の事由によるもの | ○ | |
| 不可抗力 | 暴風雨・地震・テロ・暴動その他鈴鹿市又は指定管理者のいずれの責めに帰すことのできない自然的又は人為的な現象による施設・設備の修復費用 | ○ | |
| | 上記に定める自然的又は人為的な現象及び感染症の感染拡大防止等を原因とする施設の休館に伴う施設利用者への対応 | | ○ |
| | 上記に定める自然的又は人為的な現象及び感染症の感染拡大防止等を原因とする施設の休館に伴う使用料・利用料金の費用負担 | ○ | |
| 利用者等の対応 | 利用者や施設周辺住民等の苦情・要望等への対応 | | ○ |
| 管理施設の修繕 | 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合 | | ○ |
| | 修繕に係る費用が1件あたり30万円未満の場合（経年劣化及び特定できない第三者による行為を含む） | | ○ |
| | 指定管理者が管理を始める前から判明していた瑕疵に対する修繕（修繕に係る費用が1件あたり30万円未満の修繕を含む） | ○ | |
| | 上記以外の場合 | ○ | |
| 備品等の損傷・損壊・盗難 | 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合 | | ○ |
| | 修繕に係る費用が1件あたり30万円未満の場合（経年劣化及び特定できない第三者による行為を含む） | | ○ |
| | 指定管理者が管理を始める前から判明していた瑕疵に対する修繕（修繕に係る費用が1件あたり30万円未満の修繕を含む） | ○ | |
| | 上記以外の場合 | ○ | |
| 情報管理 | 指定管理者の責めに帰すべき事由により情報が漏洩した場合 | | ○ |
| 債務不履行 | 鈴鹿市に協定内容の不履行があった場合 | ○ | |
| | 指定管理者に業務及び協定内容の不履行があった場合 | | ○ |
| 指定期間終了時の費用 | 指定の期間が終了した場合又は、指定期間中における指定の取消しをした場合における業務引継ぎに要する経費 | | ○ |

鈴鹿市千代崎駐車場指定管理者評価基準

(別紙2)

| 項 目 | | 配点枠 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|-----|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| <div style="border: 2px solid blue; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>サウンディング型市場調査における提案内容を踏まえ、指定管理者が行う業務の範囲を明確にした上で、評価の項目や配点などの基準を検討します。</p> </div> | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | 100 |